ご提出いただく書類

1.ご請求者さまを確認できる書類

住民票の写し(原本)

- *過去にご提出いただいている場合は不要です
- 2.墓石等の移転の事実が確認できる書類墓石等の情報を確認できる直近埋葬者の改葬許可証(写し)
- 3.墓石等の改葬に係る費用の実費をご負担されたことが確認できる書類 改葬にかかった費用を確認できる<u>領収書(原本)</u> *日付、宛名、発行元、費用項目(但し書き)の記載があるもの
- 4.祭祀に係る費用の実費をご負担されたことが確認できる書類 定額ではなく実費をご請求される場合のみ、祭祀にかかった費用の領収書(原本)
- 5.諸費用の実費をご負担されたことが確認できる書類

定額ではなく実費をご請求される場合のみ、諸費用の領収書(原本)

* 改葬・祭祀にかかった交通費と宿泊費は、「墓石等の改葬に係る費用」に該当することから、上記3.の書類としてお送りください。

当社事故に伴う持ち出し制限等によって持ち出しができないことによる墓石等の 損害に対する賠償についてご請求を頂く場合は、墓石等の放射線量 (cpm)がわかる 書類をご提出いただきます。<u>ただし、移転前の墓地区画の所在地が帰還困難区域の場</u> 合は、お送りいただく必要はございません。

なお、今回の賠償にあたって、線量測定を希望される場合は、当社にて線量を事前に測定させていただきますので、当社福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(電話番号:0120-926-596、受付時間:午前9時~午後9時)までお問い合わせください。

以上